

裁判所書記官印

本人調書

(この調書は、第13回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示	平成29年(ワ)第125号 平成29年(ワ)第535号 平成30年(ワ)第468号
期日	令和2年10月20日 午前10時00分
氏名	[REDACTED]
宣誓その他の状況	裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳述の要領

速記録のとおり

以上

せん  
宣

せい  
誓

りょうしん <sup>したが</sup> 良<sup>りょう</sup>心<sup>しん</sup>に従<sup>したが</sup>って、しんじつ <sup>の</sup>真<sup>しん</sup>実<sup>じつ</sup>を述<sup>の</sup>べ、

なに <sup>ごと</sup>何<sup>なに</sup>事<sup>ごと</sup>も <sup>かく</sup>隠<sup>かく</sup>さず、いつわ <sup>の</sup>偽<sup>いつわ</sup>りを述<sup>の</sup>べない

ことを <sup>ちか</sup>誓<sup>ちか</sup>います。

氏名

[Redacted Name]

## 速 記 録 (令和2年10月20日 第13回口頭弁論)

事 件 番 号 平成29年(ワ)第125号, 同第535号  
平成30年(ワ)第468号

本 人 氏 名 [REDACTED]

原告ら代理人(増田)

甲D第33号証(陳述書)を示す

1 これはあなたから私が聞き取りをして, その内容をタイピングしたものです  
ね。

はい。

2 内容を確認して間違いないということで署名と押印をしていただいたという  
ことでいいですね。

はい。

3 この内容で誤りはありますか。

ありません。

4 それでは今回新安保法制について, あなたの御意見をお伺いしたいと思います  
ます。まず新安保法制について, どのような考えにより成立したとあなたは考  
えていますか。

他国の脅威に備えるという考えの下で成立したものと考えています。

5 他国の脅威に備えるという考え, これについては, 具体的にどのようにお考  
えですか。

戦時中ひもじい思いをされてきた様々な戦争体験者の方のお話を聞いて  
きました。多くの方が国を守るためと言って国民の生活が困窮した  
り, 様々な権利が制約されたというお話をされてきました。今は国を  
守るためという言葉ではなく, 国民のため, 国民の安全を守るためと  
いう耳触りのいい言葉にすり替えられて, 他国の脅威に備えるという

考えの下で成立したと思っています。

- 6 ただ、他国の脅威に備える、これについては誤りではないというふうにも感じられたりもするんですけれども、あなた自身、成立した新安保法制はなぜ問題だと思うんですか。

他国の脅威に軍事で備えるという考えが当然他国にもあるとすれば、軍事対軍事による軍事力の増大は止められないと思います。その上で政府が自国の脅威を無視して他国からの脅威をあおって、社会保障や教育から軍事費のほうに国のお金が使われることになるのではないかと思います。

- 7 この新安保法制というのは、軍事対軍事の関係によって軍事力の増大につながると、また国のお金が社会保障や教育から防衛予算へ使われていく、その点が問題だと感じているんですね。

はい。

- 8 軍事対軍事の関係から考えられること、思われることというのは何かありますか。

軍事力を背景に他国と交渉するということは、他国との対等で真に友好的な関係を諦めていると思います。

- 9 日本の憲法は平和主義を宣言しています。平和主義と新安保法制との関係については、あなたはどう思いますか。

日本は外交によって他国と対等な関係を築ける一番有利な立場にいたと思います。それは国民が憲法9条を政府に守らせ、他国に武力行使をしない、平和を愛する国だという、それまで戦後70年間築き上げてきたものがあつたからだったと思います。新安保法制は、そうした平和を愛し、築いてきたものを破壊するものだと思います。

- 10 それでは、その成立した新安保法制、今後どのような結果をもたらすと思いますか。

集団的自衛権を認め、他国での武力行使を可能にすれば……………。

- 11 何かそれによって破壊されるものというものはあるのでしょうか。

他国での武力行使を可能にすることで、日本の平和主義が破壊される  
と思います。また私の友人には、自衛隊で働いている友人もいます。  
そうした友人が海外に行って他国の少年兵に銃を向けたり、殺し殺さ  
れることになると思います。

- 12 次にこの新安保法制が成立した手続について、あなたのお考えをお聞きした  
いと思います。この新安保法制が成立した2015年9月19日、あなたは  
どこにいましたか。

宮崎市の路上にいました。

- 13 そこはどのような状況でしたか。

憲法違反の法律を数の力で強行的に成立させることに反対する多くの  
市民がそこに集まっていました。私もその一人として声を上げていま  
した。

- 14 全国的にはどのような状況でしたか。

全国的には、特に国会前に大学生や主婦、若者、サラリーマン、宗教  
者や弁護士など、様々な立場の人が反対の声を上げていました。

- 15 そのような全国の動きを見て、あなたはどのように感じましたか。

全国の様々な立場の人が民主主義をよみがえらせ、民主主義によって  
正常な国にしようと努力していると感じました。私は平和を守る道と  
いうのは、軍事力による他国の統治や抑止論ではなく、国が危険な道  
に行こうとするときは、民主主義によって国民が声を上げ、自分たち  
の力で平和を作っていくことが大切だなとそのときに感じました。

- 16 それまであなたは、路上で意見を言ったりしたことはあったんですか。

私はそれまで路上で意見を述べたりすることはありませんでした。で  
できれば人前に出てしゃべったりしたくないと思っていました。

17 人前に出たくないというあなたが路上で意見を述べることになったのは、民主主義によって平和を作っていくという強い思いがあったからということではないですか。

はい。

18 そのような中で新安保法制が成立したのですが、その手続についてどのように思いますか。

平和主義の理想を追求して声を上げてきた私たちの思いを踏みにじって、勝手に平和を破壊したと思いました。

19 そのほか感じたことはありますか。

政府は民主主義を踏みにじって、解釈で憲法を変えました。それは私たちが自分たちで社会を作っていくということや、国民の努力で平和や民主主義を作っていくということを否定されたと思いました。私たちの意思決定が否定されたということは、権利を否定されたということに等しいと思います。

20 そのような思いから本件訴訟に原告として加わったんですね。

はい。

21 新安保法制が成立して既に5年が経過していますが、この5年の間に感じたことというのはありますか。

軍事費がどんどん増額されていってます。またコロナ禍の下でも沖縄の基地建設が進められていたり、敵基地攻撃能力という話も進められていっています。また国連安保理が今年7月に紛争地での90日間の停戦を定めた決議を全会一致で採択しました。これは新型コロナ感染拡大の下、紛争地がコロナの影響を受けているということに対して、国際社会全体で対応していくことの必要性を指摘しています。今はもう90日間たっていますが、新型コロナが世界的に収束しているとは思えません。こういう状況の下で新富町の新田原基地では、今

月末から日米共同訓練が行われようとしています。日本政府には、アメリカのこうした軍事行動に日本の領土や領海、領空を使わせるということを拒否して国際社会に連帯してほしいと思います。こうした動きから、どんどん日本が他国を攻めることができるような国になっていってるような思いを抱いています。

22 最後に裁判所に対して伝えたいことってありますか。

私は日本社会を担う若者の一人として、この法律が成立したことによって脅かされた平和主義や立憲主義、民主主義を取り戻したいと思っています。私が抱いている思いは、私だけが抱いているわけではありません。それは、この法律が成立してから多くの若者と国の悪政と戦ってきた経験からの実感です。ただ、若者は政治に興味がないと言われるかもしれませんが、自己責任論で分断され、政治や社会と自分の生き方との関係が切り離されて、生きづらさを抱えながら声を上げられない若者もたくさんいるということを分かってほしいです。私が意見することで、私が声を上げることで、こうした若者の思いにも応えられると思ってこの場で直接国に意見をしています。裁判所には、原告の思いをしっかり受け止め、憲法判断をしてほしいと思います。

被告指定代理人（阿波野）

23 特にございません。

宮崎地方裁判所民事第2部

裁判所速記官 東元美樹

